

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和3年6月11日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和4年12月22日付けで山形県知事から通知があった。

令和5年1月17日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
財政課	<p>3 基金の繰替運用による一元運用</p> <p>①（土地開発基金）「基金に属する現金の繰替運用依頼書」の作成について</p> <p>当基金に属する現金について、会計管理者により歳計現金と一体として保管され、運用として支払準備資金及び一元運用資金にあてられている。県では、歳計現金への繰替は行われておらず繰替運用に該当しないと判断しているが、運用の実態は基金の繰替運用である。基金の運用については基金所管部局が実施するものであり、会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」によれば、繰替運用を行う場合は、基金所管部局から会計局に対して「基金に属する現金の繰替運用依頼書」を提出することが規定されているが、提出されていなかった。</p> <p>県は、規定に基づき当該依頼書を作成する必要がある。</p>	<p>当基金は、歳計現金への繰替えを行っておらず、これまでの取扱いは運用ではなく現金の保管と考え、「基金に属する現金の繰替運用依頼書」は提出してこなかった。</p> <p>しかしながら、今般の指摘及び会計管理者通知を踏まえて、改めて取り扱いを検討した結果、現状では預金等運用に該当するという見方もできることから、令和4年度からは「基金の繰替運用依頼書」を作成することとした。</p>
防災危機管理課	<p>5 災害救助基金</p> <p>① 災害救助法が定める基金最少額の積立てについて</p> <p>災害救助法が定める基金最少額については、内閣府に確認したところ、年度当初の時点で充足する必要があるが、県では、過去4年間にわたり最少額を充足していなかった。</p> <p>よって、県は災害救助法が定める基金</p>	<p>令和3年度にこれまでの運用を見直し、2月補正において翌年度の基金最少額を充足する額を予算措置し、積み立てる取扱いとした。</p> <p>この取扱いを踏まえ、令和3年度2月補正で令和4年度基金最少額を充足する額を確保し、積立を行った。</p>

	<p>の最少額以上の積立をする必要があったにもかかわらず、4年間にわたり不足とした事務は改善すべきである。</p>	
<p>防災危機管理課</p>	<p>5 災害救助基金</p> <p>⑤ 防災資機材等評価委員会の開催による評価の実施について</p> <p>「山形県防災資機材等管理運営要綱」において、県は、毎年度当初に防災資機材等評価委員会を開催し、防災資機材の評価を行い、結果を知事に報告することとされているが、平成20年度以降、十数年にわたり当委員会は開催されておらず、防災資機材等の評価及び知事への報告が実施されていない。</p> <p>県は、防災資機材等評価委員会を毎年開催して、防災資機材等の時価評価を行い、結果を知事に報告すべきである。</p>	<p>令和3年度に、「山形県防災資機材等管理運営要綱」に基づき、防災資機材等評価委員会を開催して、防災資機材等の時価評価を行い、結果を知事に報告した。</p> <p>今後も防災資機材等評価委員会を毎年開催し、評価結果を知事に報告する。</p>